

安政3年、築城郡本庄での袖始めの版画（椎田町・金富神社蔵）

本誌P・39参照

〔お願い〕 「八幡小特集・2」の原稿の締切りは昭和63年10月20日（必着）です。
多数の方々のご寄稿をお待ちしています。

宇佐宮と盲僧

渡 辺 信 幸

はじめに

極めて少い盲僧資料やこれまでの調査報告をみると、盲僧と宇佐宮とは密接な関係のあったことがわかる。例えば、天慶三年(九四〇)四月七日、筑前の大宰府天満宮で般若心経一千巻、最勝経三十巻、地神陀羅尼十二巻を誦誦して天長地久を祈る、次に豊前国宇佐宮に九月二十日、筑後国高良山玉垂宮に正月二十一日、肥前国神崎郡櫛田宮に正月十六日、その他各国々の社頭で天下安全の祈禱を執行するとある。これはその後も続けたようで、元禄七年の「(大宰府)天満宮御祈禱之儀ニ付窺申口上書之事」に、毎年二月十七日を御祈禱の寄合日と定め、「只今迄怠不申候」とある。

また仁安三年(一一六八)に豊前国の盲僧心戒が叡山に登り、

座主の明雲僧正に拜謁し、総持院の号を与えられ、勅許を得て、宇佐宮奉幣使祭の翌日、弟子を引いて神前で地神陀羅尼経を誦誦して天下大平を祈禱する、これにより置泉の頃まで宇佐大官司から当派の僧侶に年俸米若干を給与されるとある。以上は「成就院玄清法印芳蹤記」によるものである。

松岡実氏は、「別府市護生院は、その遠祖が元和九年春に宇佐宮を訪れ、八年滞在したのち速見郡鶴見村に至り、さらに元禄九年石垣村に移ったといわれている。」⁽¹⁾「県下に残る盲僧寺院の資料によると、宇佐八幡宮が強い影響力をもっているようで、国東、速見の盲僧はおおむね宇佐八幡宮に属したものの流れのようである。」⁽²⁾としている。

松岡実氏の御子息謙一郎氏は、日田市の玄清法流の円満寺が所蔵する文書「仏説盲僧之如天台宗地神陀羅尼経四季土甲

祭根元之事」に「右者、豊後国大野郡盲僧常仙、明和三丙戌九月、豊前国従宇佐宮別当傳授之者也」との記載があるという。また国東町堅来の大照院では明治中期の一三代豪道師の時代まで、宇佐の放生会に神官と同格で出席し、朱塗りの籠が迎えに来て、朱塗りの杖をつけて出かけた、という聞取りを報告している。⁽²⁾成田守氏は、国東町の高木清玄師からの聞取りのなかに「宇佐八幡宮との関係は深かったようだが、今はそれ程でもない。」⁽³⁾と述べている。

国見町の佐籙光龍師、豊後高田市の荒巻円覚師に聞いたのでは、「宇佐八幡とは関係があったとは聞いているが、今は関係がない。」といていた。このように宇佐宮から出た詳しい内容の文書は無く、両者の関係を想像するより外はなかった。

新発見の宇佐宮関係盲僧資料

築上郡築城町赤幡に住む宮司の神太氏が所蔵する文書を、今回椎田町の神本弘氏と共にコピーをすることが出来た。これは主として宇佐宮関係文書で、奉幣使に関するものが四七(冊・枚)、杣始に関するものが六枚、それに今回紹介する盲

僧資料が一冊などとなっている。

この盲僧資料は冊子(横帳・七枚綴)で、内容は安政・文久度の御造宮で、上宮二之御殿の立柱上棟が安政六年四月二十五日に行われるのに先立ち、同年四月十八日、境内の池の大式堂で行われた豊前の盲僧たちの地鎮動行の記録である。前段は表紙にあるように人数の控で、あとは虎隈別当の記録(写)となっている。

(表紙ウハ書)
安政六年

宇佐宮二之御殿立柱上棟ニ付盲僧動行人数控

己未四月

宇佐宮

二之御殿立柱上棟ニ付、先例之通虎隈別當組中之盲僧、於大貳堂地神經講読動行仕注文指上申候、

左之通

虎隈別當

代

傳養

権別當

大学

大行司

山下村

清心

政所

田所村

大巡

御役所江指上申候扣写壺冊宛差出申候、以上、

小行司 住江村 朝巡
相行司 法鏡寺村 法春

高家村 源順

上田村 龍亮

秣村 霖清

上麻生村 寛禮

大頭格 豊後速見郡南畑村 見高

山田鉾本 小倉領上毛郡大村 梅順

東鉾本 同領同郡下川内村 慶正

政所 同領同郡岩屋村 順了

小頭 同領同郡松丸村 本行

同領仲津郡大橋村 正学

同領上毛郡大西村 宝円

同 黒土村 盛学

同 黒土村 慶正弟子仙童

同築城郡坂本村 本行弟子法伝

黒田鉾本 同京郡黒田村 法教

政所 同領同郡宮原村 清音

右之通當宮

安政六年 權別當 大学

未四月十九日

小倉御領築城郡小頭

本行御坊

當宮二之御殿立柱上棟ニ付、虎隈別當記録写

安政五年午正月廿八日、別當大進御上棟之節、地鎮之儀ニ

付、御上様江古例を以御窺奉申上候、

覚

一御當宮御造宮ニ付、立柱上棟之御規式御執行可被為遊段奉

承知候、右ニ付古例之通地鎮之儀者、私組中之盲僧江被仰

付可被下候様御頼申上置候段、別當申聞有之候處、同人

茂去秋病氣ニ而古人ニ相成候、

一安政六年未四月九日四ツ時頃、

御上様、權別當大学江御用有之御沙汰之趣、

一此度二之御殿立柱上棟ニ付、任先例別當組中之盲僧、来ル

十八日午ノ刻、於大貳堂地神經講読可致行之旨、被仰付候、

一別當茂古人ニ相成、未夕跡式も無之候間、其方萬事引受可

致、世話之旨是又被仰付候、依之早速山下村小頭役清心方江罷越、右之趣申聞候処、同人之懸念、別當跡式も無之、其上當日茂證成日限御座候間、行届申間敷、例年之勤方候得バ、不苦候得共、最早數百年余も相立古法之調茂不易容、別當存命候ハバ兼而相調居候事故、餘程之助ニも可相成候得共、盲人之私共諸方之仲間引受大勢相成候ハバ、兎ニ角不行届と相考當惑之次第奉存候、此度は差懸候事故、當組中之盲僧斗ニ而相勤候儀者相叶間敷哉、此段貴僧方御内分御役人方江御窺申上候而ハいかゞ哉ニ申談候ニ付、右之趣を以相窺候処、御役人方之御趣意、

一歎出之趣、當惑之段尤相聞候得共、先例ニ付、豊後筋其外所々之盲僧度々窺出ニ相成、小倉御領方下河内慶正、黒田法教、古例ニ付、遠路之所態々盲人之被致辛勞談合之上窺相成、兼而小山田伊豆守殿方も古例之趣承居候処、此度當組中而已相勤候而是旧例茂相闕、尚又豊之兩國方遠方を遍だて盲僧中勤行ニ相成候儀者、御當宮之御威光茂相輝、道理先例無之義ハバ苦候得共、古例を相失候儀ハ不本意歎々敷段被申聞候ニ付、早速清心江申聞、日限并出勤之

案内状相認差出候事、

一先規之御振合は出勤之諸入用料は勿論、勤行之節御備物ニ至迄、仲間方持寄ニ而勤來候、然る処仲間中御座候間、此度は御供物造酒之御備との処成共、御下行被成下置候様、御上様江御頼奉申上候処、願出之趣尤相聞候得共、是迄先例無之事故、下行は難相成併格別之義も無之候はば、御造営方諸入用之内方可致心配候様、可申聞旨御沙汰相成、誠ニ難有御時合奉存候事、

一右様之御沙汰振ニ付、萬事御造営御役所之御差図ニ相成候間、御役所詰之御衆中姓名相印置候事、

佐藤恒之亟

吉成図書

高月茂藤太

宇都宮兵左エ門

溝口武藏

一小倉領盲僧中旅宿、豊後屋茂平宅江御役所方之御沙汰ニ相成候事、

一四月十七日、天氣克七ツ時迄、諸方之盲僧中出宮ニ相成、右旅宿致着候事、

一盲僧中出宮之上、別當江役僧達集会ニ相成、當日勤行方役割萬端評定之事、

一當日は別當方江相集、大貳堂迫行列次第之事、

一各着座之節、席次次第之事、

一御備物之事、

一御祭諸道供之事、

一役割之事、

一行事方次第之事、

一退出之行列は參勤之節同様之事、

右之通評決之上、盲僧中江出し、組々之役僧達方申渡候覺、

一當日者大行司、小行司、相行司、右三役之衆方萬事之差図

可申受候事、

一此度は別而大切之勤行ニ候間、組々之儀は政所役致せ話不

作法無之様、相慎可致勤行之旨申渡候事、

右之通嚴重ニ相極事相濟、各旅宿江引取候事、

一先例ニ付御役所詰懸之御役人宇都宮兵左エ門殿御出勤相成

候事、

一右同様ニ付、御上様方警固四人參勤之間、御差添被成下置

候段、一統難有奉存候事、

一同十八日天氣克正午ノ刻、別當方へ盲僧不残出席之上行列之事、

一於大貳堂勤行之次第 各着座

先三禮

次六根清淨之御祓

次中臣御祓

次三種御祓

次一切成就御祓

次神銘帳

次尺杖經

次心經

次地神經

次後拝祈願

次退出

一各別當方帰着勤行無滯相濟恐惶之段、一同一禮終旅宿引取

候事、

一御造酒 壺樽

一御鏡餅 壺重

右兩種 御役所方當組中御送り被下候事、

一 山田組右同断

一 黒田組右同断

一 南畑組右同断

一 於別當方ニ役僧達勤行無滞相濟、為祝目出度酒宴相催候事、

一 翌日十九日雨天ニ候得共、出勤之盲僧中不殘引取候事、

安政六年

未四月十九日

新資料の考察

1 文書中に、御造宮御役所詰之御衆中の姓名として、佐藤恒之丞、吉成図書、高月茂藤太、宇都宮兵左衛門、溝口武蔵とある。これらの名は、今回築上郡椎田町の金富神社から発見された安政三年四月築城郡本庄(現築上郡築城町)で行われた一の御殿の杣始めの状況を示す版画中に見える。版画も珍しいが、このように両者の名が一致するのはさらに珍らしい。宇佐宮近くの日足に住んでいた御造宮元ノ役の佐藤恒之丞の名は、宇佐宮上宮申殿の欄干金具に刻まれている。

2 宇佐宮境内に、かつて大式堂が二つあった。堂名は寄進

者が大幸大式であったことによる。その一つは、藤原伊房の寄進と伝える「内の大式堂」と呼ぶもの。「応永古図」や「寛永五年絵図」には描かれているが、造宮記録に記されていないので早く消滅したのかと真野和夫氏は云い、⁽⁴⁾神宮祇宜の河野弥進美氏は、下宮と百段下との中間にあったと推定する。

もう一つは、文書にある大式堂で、『豊国小志』に「康和年間大幸大式正二位中納言大江匡房卿の建設にかかるものなり」とある。「康和三年、大江匡房宇佐宮池内に三味堂建立す」⁽⁵⁾菱形池にあり「池の島大式堂」と呼び、前者と区別している。この島が在った所を安政四再鏝の版画で見ると、現神宮庁まえの絵馬殿の所である。この島の北には太子堂がある小島、南には文殊堂がある小島、東には弁天を祀る小島(現存)があり、大式堂がある島からそれぞれに石橋で連なっている。「四日市村年代記」には、慶長五年八月に大式堂の周りの桜が春のように咲き、慶長十一年九月には燈明料のこと、宝暦九年四月に立柱が行われたとある。この大式堂がどのような祭事に使用されたかは、年間の祭事を記す「宇佐宮祭会式」を見ると、放生会の部分に、和間の浜の浮殿で

	二の御殿	一の御殿	三の御殿
杣始め	安政二年三月廿八日	安政三年四月三日	安政四年三月八日
盲僧勤行	安政六年四月十七日	安政七年閏三月十七日	
立柱上棟	安政六年四月二十五日	万延元年三月十四日	文久元年十月十六日

の祭事に先だつ前夜祭ともいえる十五日間、つまり八月一日から十五日まで夜ごと細男の試案が、大式堂の南庭で行われている。また元治^(明か)二年三月二十日に宇佐宮社僧惣代大乘院神傳が神祇官御役所に宛てた「謹奉歎訴条々」なる文書中に「一、池の島大式堂取毀、本尊阿弥陀如来売払候事」とある。⁽⁶⁾この仏像は現在近くの極楽寺の本尊となっており、同寺には大式堂の入口に懸けていたという円額(弥陀三尊の文字を陰刻)がある。昭和初期の境内図では埋められ島ではなくなっている。

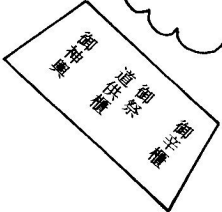
3 享保・元文度の上宮御造営は、一の御殿、二の御殿、三の御殿の順に行なわれたが、安政・文久度の御造営は破損のひどい順に行つたのか二の御殿、一の御殿、三の御殿となっている。

杣始めの祭典が行なわれた所は、一の御殿は、福岡県築上

郡築城町上城井木庄の大楠神社(豊前国築城郡伝法寺の大楠の下)であり、二の御殿は、福岡県豊前市合河地区下川底のもと白山権現社(豊前国上毛郡下川底村の大楠の下)である。三の御殿は、大分県下毛郡三光村臼木の手斧立八幡神社(豊前国下毛郡臼木村の大楠の下)である。

文書の盲僧の住所をみると、速見郡日出町(南畑)一名。宇佐市(山下・田所・住江・法鏡寺・高家・上田・上麻生)七名。下毛郡三光村(秣)一名。以下福岡県、豊前市(大村・下川底・岩屋・大西・黒土)六名。築上郡椎田町(坂本)一名。同郡築城町(松丸)一名。行橋市(大橋)一名。京都郡勝山町(黒田・宮原)二名。計二十名(うち豊後国一名)である。宇佐市に多いのは、文書中に、別當大進が去る秋に故人になり、跡式も無之候間、萬事引受けたため、山下村の清心の所に行つたところ、例年之勤方候得ば不苦候得共——とある、これより虎隈別當配下で、

安政三年辰四月三日巳ノ刻小倉領築城郡
本庄村於御靈木之下御杣始祭式之略繪図



駕輿丁

御造管方 御造管方 御造管方
吉成図書 宇都宮兵左工門 溝口武藏

御造管方
高月茂藤太

召次

御造管元ノ役
佐藤恒之丞 鳴屋又佐工門 竹内忠左工門

補助

御造管御世話方衆

大々工

惣大工

引頭

藩木

寺大工

寺引頭

杣大工

諸當通取

諸方

大庄屋衆

陰陽師

修理所別當

宇佐宮御杣始御神事也不可僧尼無經服并汚穢不淨之輩參入矣

御先拂

ケイゴ

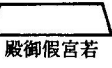
権祝大夫

宮行事 宮行事 宮行事
左執行 貫首

召次

ブガク

(右に同じ)



殿御假宮若

宮大行事
少宮司

頭書生

若宮權神主

三ノ御杖人
二ノ御杖人

陣道

權陣道

宮掌

子供役衆

若宮正神主
一ノ御杖人

衣紋方衆

衆人衆

御祭場仕向役

ブガクヤ
行列奉行衆

郡奉行

郡目附

手代衆

郷司

祝大夫

大宮假御殿

ケイゴ

宇佐製本所小山田大夫 印

庄屋衆

上官以外の境内外末社などの地鎮動行をしていたと思われる。豊前市に多いのは、二の御殿の袖始めが市内の下川底で行われたからであろう。以上により権別當大学が築城郡松丸の本行にこの文書を送ったのは、一の御殿の袖始めが行われた(安政三年に終っている)所の近くに住む本行に、次の地鎮動行の参考資料にと宛てたと思われる。

4 『成就院玄清法印芳蹤記』によれば、豊前盲僧の初見は、和銅年中、宮中に妖魔が出て造営出来ず、元明天皇は博士を招きその故を問うた結果、九州の盲僧を招いて土公神の動行を修めようとして勅使を発して八名を招いた、その中に豊前の「徳養」なるものがある。

次は開祖玄清法印第一の法第として「清教」がいるが、「居」豊前国中津郡」また「豊前中津」ともある。(中津郡ならば仲津郡で現行橋市東部。中津市はもと下毛郡)
次は冒頭に記したように、仁安三年延暦寺座主から総持院の号を允可された「心戒」がいた。

次は前記清教大徳の法孫に「総持院」と言うものが出て、多くの弟子を育成し、各郡に住院させていた。のちに傑出した「見心院法印」があらわれて従三位の官位を勅可せられた

という。

5 ここに宇佐宮の地鎮動行に参加した盲僧の資料やその末裔と思われる盲僧だけを紹介する。

豊前市とその周辺に勢力をもっていたのが、藤原家(文書には東鉾本の慶正の家)で、連綿と続いた盲僧の名家として知られている。次は確証はないが山田城主末裔の一人と思われる山田家(文書には山田鉾本の梅順の家)があり、所は市内八屋地区大村である。山田梅順に関する安政七年の庄屋文書(御用方日記)に次があり、二の御殿に続いて一の御殿の動行にも参加していることが判る。

御届申上候覚

一此度宇佐宮一ノ御殿御造営、来ル十七日地鎮祭執行ニ付、旧例之通當村盲僧梅順江出勤仕候様、同宮虎隈別當ノ乞合御座候ニ付、明十五日ノ罷越候旨申出仕候、依而此段御届申上候、以上、

大村庄屋

大村昌右衛門

申閏三月十四日
右之通申出候ニ付、御届申上候、以上、

友枝角之助

大森平次右衛門様

有名である藤原家は、市内合河地区下川内内である。宇佐宮上宮二の御殿の杣始めが行われた大楠は、岩岳川を隔てたすぐ近くにある。家は改築したが祭場は現存し、「護国山不動院」と称している。この院号は近くの求菩提山か英彦山に修行したと思われる。代々夏の土用には求菩提山か英彦山に修行に登っていたと伝える。箆琵琶と二冊の文献は民俗資料として県指定を受けており、このほか軸装した四九世慶正の肖像画と本尊不動明王二躰がある。懸仏は求菩提資料館に保管中である。経典や文書が山ほどあったが、戦後正行の娘が大病を患ったとき占ってもらったところ、それらがあるからとのことと全部焼き捨てたという。

—慶正^{47世}—慶正^{48世}—慶正^{49世}—正信^{50世}—(正行)

五十世の正信で法燈は消えた。今回の文書に登場する慶正^{けいしやう}は四七世である。この藤原家のことは成田守氏が『盲僧の伝承』で報告しているので省略するが、説明を補足すると次のとおりである。

玄清法印以来四九世の慶正は、この地方の盲僧育成と指導に盡力し、中徳で遷化し大徳となる。連綿と続いた法脈を守

るための規則として、晴眼の子供が生れると他家に養子として出し、盲人の弟子の中から筋の良い者を養子とし法脈を継がせたといひ、慶世の戸籍はこれを示している。

四十九世藤原慶正 亡養父四十八世丸岡慶世

実父惣八上毛那久路土村

弘化元年六月十五日生

明治四十四年一月三十一日死亡

元治元年九月式日 福岡県上毛郡久路土村平民松川惣八二男入籍相

続、明治五年⁵⁵年 戸籍法始姓氏藤原ヲ丸岡ト記、明治二十三年一月

十日丸岡ヲ藤原ト復籍

妻ヤヲ 父三十八世三女

母ツヤ

嘉永三年三月三十日生

明治二十二年十月二十日死亡、

つまり四七世慶正の子が晴眼のため、近くの丸岡家に養子として出した関係で、近くの人は藤原家まで丸岡と呼んでいた。明治の壬申戸籍登記のとき、手違いで丸岡姓となっていたので藤原姓にするのに苦労し、そのため配下の盲僧が運動した記録がある。盲人にだけ跡を継がす件に関して、『天台

宗地神盲僧規則』に、第十九号 左記各項ノ其一ニ該當スル者ハ地神盲僧教師ニ補スルコトヲ得ス」の中に「盲目ニアラザル者」がある。既に行なわれていたことを条文化したのであろう。

6 宇佐宮上官御造宮のときにだけ杣始めの儀式が行なわれたのではない。例えば『元和二年行幸会并年中御神事覚書』は、中津市大貞の薦社御造宮の記録である。この中に「同四月一日、御杣始御神事有修行、如旧例土田之於御杣精木之本修行之」とある。これと混同したと思われる文が稲葉倉吉氏の『豊前郷土史論集』にある。元和二年細川忠興が行幸会を再興したが、ここでも本庄の精木を伐り取る杣始めの故実があるとして、その時の記録(出典を記していない)の大様を記している。この中に「勿日の未明に杣桶を採って、之を御坐に乗せ奉り、更に御輿に移し、其の夜は盲僧は御假屋にて地神大陀羅尼を誦誦し」とある。盲僧が御假屋で修行するとは思われず、儀式まえの地鎮を行っていたのではあるまいか。創作だとしても総てを破棄してよいのだろうか。杣始めのときの盲僧修行が通例化していたとも考えられるからである。

7 いままで紹介した所は盲僧をザツドン・ザツサンと

呼ぶが、行橋・勝山方面ではケンギョウと呼ぶ。

田川郡香春採銅所かわらに鎮座する豊比咩社(古宮八幡神社)で、宇佐八幡宮に納める神験の銅鏡を作り、これを運ぶ行列の露払い(先導)をケンギョウがしていた、と伝えている。

今回紹介した文書にある盲僧(宮原村の清音)の法孫と推定される同所の有馬晴浄師は、「胸の観音縁起」と「香春崩れ(香春岳落城物語)」のクスレが得意で、特に後者を語ってもらうには米四俵と相場が決っていたという。これが始まる村が無人になるとまで言われた名人であったが、このため盲僧のイメージが大きく変わり、他の盲僧が彼と比較されたという。

この地方の盲僧の誰もが「胸の観音縁起」を語ったようだが、この観音は勝山町黒田の鹿ヶ峰の山頂近くにある。近くの修験の山「等覚寺」の峰入り霊場の一つであり行場でもある。盲僧はここに修行に行っていたと伝え、この事務所には現在でも「天台宗玄清法流事務所」の木札が懸っている。

あとがき

発表されている豊前盲僧の近世資料は、宝永三年智禅が、

注

(1) 「豊後の盲僧」松岡実、「まつり」26号

(2) 「盲僧」松岡謙一郎、「国東の庶民信仰」国東町教育委員
会

(3) 「盲僧の承伝—九州地方の琵琶法師」成田守、三弥井書店

(4) 「到津家藏『豊前国宇佐宮絵図』の成立」真野和夫、「大
分県地方史」126号

(5) 中野幡能著「宇佐宮」の年表より、吉川弘文館

(6) 「新編・明治維新神仏分離史料」第十卷、名著出版、

(7) 「大分県史料」宇佐八幡宮関係文書」

(8) 等覚寺(苅田町)、英彦山の出張所の胎蔵院(勝山町)、
蔵持山(犀川町)、飯盛山(築城町)、求菩提山の出張所
の松福寺(椎田町)、求菩提山(豊前市)、松尾山(大平
村)、松原山(耶馬溪町)、御許山(宇佐市)。

盲僧一派の窮状を寺社奉行に訴えた文書がある。このほかは皆無の状態であり、豊前市の藤原家をはじめ数軒の文書が戦後焼き捨てられ、明治の神仏分離で宇佐宮の文書が失われるなど絶望的と思われていた。ところが今回の文書の発見で、宇佐宮と盲僧の關係が明確になったばかりでなく、安政六年の地鎮動行の経緯や内容は勿論のこと、双方の思惑まで判ってきた。さらに次の一の御殿の地鎮動行が、この文書の様式で行われていた可能性や、今後調査の關係個所まで想定できるとあって、この文書の価値の大きさが判る。

また豊前盲僧と修験の關係は伝承だけで文書資料は発見されていらない。修験の山と寺院が目白押しに並ぶ豊前の地であれば、他地と異なる關係をもっていたのかも知れない。豊前盲僧の法燈が消え数十年を過ぎ、調査の期を失した感があるが、調査はすべてこれからである。

この報告に協力いただいた資料提供者の神太氏、宇佐神宮の河野弥進美氏、椎田町金富神社の上田義明氏、椎田町の神本弘氏、豊前市の亀田光夫氏には紙上を借りて厚くお礼を申上げる。